

(10) 放置艇対策

ア 目的

広島港、小用港、鹿川港、中田港及び三高港において、港湾・漁港・河川の三水域管理者が連携し、プレジャーボートの係留保管の適正化を図る。

イ 広島港(草津漁港及び五日市漁港を含む。)

(ア) 事業概要

平成10年から、広島地域(太田川水系を含む。)において、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び河川法等に基づき、順次、放置等禁止区域を定め、撤去指導の推進を図る。

特に、平成19年10月、放置艇の受け皿となる「ポートパーク広島」が開業したことから、規制区域を大幅に拡大し、併せて、海上保安部への取締要請や行政代執行による強制措置の実施等により、悪質な所有者に対する撤去指導を強化・徹底を図る。

今後とも、放置艇対策の継続・規制区域の拡大を図り、間断なく、プレジャーボートの係留保管の適正化を図る。

(イ) 平成19年10月からの規制拡大

規制拡大時期	平成19年10月1日から	
規制拡大範囲	河川区域	主要水系の河口部までの河道部(一部の入江(観音新町3丁目の入江以外)・船だまりを除く。)
	港湾区域 漁港区域	沿岸部一帯及び開発計画等のある入江部 既存港湾施設等の管理水域
規制根拠	港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び河川法、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	

(ウ) 放置艇隻数の推移

調査年月	隻数
令和2年3月	761
令和3年3月	697
令和4年3月	697
令和5年3月	622
令和6年3月	531

ウ 小用港、鹿川港、中田港、三高港

(ア) 事業概要

平成30年3月に、新たに策定した「放置艇解消のための基本方針」に基づく放置艇対策を実施するため、江田島地域の県管理港湾小用港・鹿川港・中田港・三高港において、小型船舶用泊地及び禁止区域の指定による係留許可、撤去指導により、プレジャーボートの係留保管の適正化を図る。

(イ) 小型船舶用泊地及び禁止区域の指定状況

港湾	地区名	小型船舶用泊地の指定日	禁止区域の指定日
小用港	切串港1～4地区	令和3年7月26日	令和4年1月25日
	小用港旅客ターミナル地区		
	秋月棧橋地区		
鹿川港	大原港1～12地区	令和3年11月19日	令和4年3月25日
	能美町鹿川東浜1～2地区		
	能美町鹿川大矢地区		
中田港	高田港地区	令和4年7月14日	令和4年7月29日
	中町港地区		
三高港	三高港地区	令和4年8月18日	令和4年8月31日

(ウ) 放置艇隻数の推移

調査年月	隻数
令和2年3月	338
令和3年4月	338
令和4年3月	279
令和5年3月	213
令和6年3月	218